

高松市ペット災害対策に関する行動ガイドライン

第1 はじめに

災害が発生した場合、人間だけでなく、多くのペットも被災することが予想される。災害時には、人命が最優先であることを前提とした上で、動物の所有者又は占有者（以下「飼い主」という。）は自らの責任で、ペットの安全と健康を守り、適正に飼養し続けなければならない。同時に、災害という非常時にあっても、ペットをめぐるトラブルを最小化させ、動物に対して多様な価値観を有する人々が、共に災害を乗り越えることが必要である。

過去に発生した大規模災害では、同行避難が行えず、自宅に取り残されたペットが放浪して野良化し、繁殖してしまったため、その保護等に対応を追われた例が多数生じている。また、同行避難した場合でも、避難所で受け入れてもらえなかったり、受け入れられても、一部の避難者とのトラブルやペットの取扱いについて苦慮したりする例もみられた。

このようなことから、ペットの災害対策は、動物愛護の観点だけでなく、被災者である飼い主を支援し、放浪動物の発生による人への危害防止や生活環境保全の観点からも重要な課題である。

本市では、「高松市地域防災計画」において、本市や関係機関、動物の飼い主の防災対策等が示されており、また、市は、香川県（以下「県」という。）や（公社）香川県獣医師会（以下「獣医師会」という。）等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備し、それぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援することが示されている。

県においては「香川県人とペットの災害対策指針」を策定し、大規模災害発生時に設置する香川県動物救護本部の運営等について必要な事項を定めるとともに、平常時から災害時に備え、行っておくべき各主体の役割や取組等について定めている。また、「香川県動物愛護管理推進計画」においては、飼い主への災害対策についての普及啓発や、災害発生に備えた連携体制を強化し、人と動物の災害対策を推進していくとなっている。また、平成24年に獣医師会と「災害時における被災動物の救護活動に関する協定書」を、学校法人穴吹学園と「災害時における被災動物の救護活動に対する支援に関する協定書」をそれぞれ締結しており、災害時の救護活動について、相互協力を図ることとしている。

このガイドラインは、「高松市地域防災計画」や「香川県人とペットの災害対策指針」、「香川県動物愛護管理推進計画」に基づき、平常時や災害時等における、飼い主、市の具体的な対応について示し、円滑な救護活動や、飼い主である市民の避難及び避難生活において、安全・安心の確保を目的とするものである。

第2 定義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 被災動物

犬、猫等の一般に家庭で飼養されている動物で、被災者が飼養する動物及び被災により逸走している動物をいう。

(2) 被災動物救護活動（以下「救護活動」という。）

救護活動の内容は次のとおりとする。

- ・被災動物の保護及び収容、一時預かり、譲渡
- ・被災動物に関する情報収集及び提供
- ・被災動物に関する相談受付
- ・被災動物に関する物資等の提供

(3) 同行避難

災害発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、指定避難所等へ避難すること。指定避難所等において、飼い主とペットの同居を意味するものではない。

第3 平常時対策

1 飼い主の役割

ペットの飼い主は、平常時より適正飼養に努めるとともに、災害発生に備え、次のことを行う。

(1) 飼養場所等の防災対策

ケージの転倒防止措置の実施や、飼養場所周辺の安全確保（ガラス窓や家具等が壊れたり、倒れたりするおそれのある場所を飼養場所にしないこと等）、また、リードや首輪等の係留器具の点検など、減災や防災に努める。

(2) ペット用の備蓄品や避難用具の準備

最低5日分のフードや水（療法食や薬、食器も含む）、ペットシート等を備蓄し、ケージやキャリーバック、予備の首輪やリード等の避難用具の準備しておく。

また、災害時にペットが逸走した場合を想定し、ペットの情報（動物種、性別、特徴、病歴等）をメモ等で記録したものや、最新の写真を準備しておく。

(3) 健康管理

災害時のストレスによる免疫の低下や、不特定多数の動物との接触による感染症蔓延の防止のため、狂犬病予防注射等の各種ワクチンの接種、ノミダニ予防、寄生虫駆除をしておく。また、不必要な繁殖を防ぐため、不妊去勢手術等の繁殖制限に努める。

(4) しつけ及び訓練

ペットと安全に避難するために、ペットがケージやキャリーバック等に入ることができるよう慣らし、決められたところに排泄ができるよう、トイレのしつけをしておく。また、日頃から、いろいろなものや環境に慣らして、社会性を身につけさせるほか、犬の場合、無駄吠えや噛み癖などの問題行動を改善するしつけや、「まて」等の訓練に努める。

(5) 所有者明示

万が一、ペットとはぐれた場合を考えて、首輪等に迷子札、犬の場合は鑑札・狂犬病予防注射済票を装着しておく。また、首輪等が外れてしまうことを想定して、マイクロチップの装着と登録をしておく。

(6) 避難計画の作成

避難方法やルート、地域の指定避難所への同行避難受入状況を確認し、家族間での情報共有をしておく。また、地域の同行避難訓練へ積極的に参加する。

同行避難ができない場合、自宅等での飼養方法の確認や、親戚や知人、ペットホテルや、かかりつけの動物病院等の一時預け先を確保しておく。

また、地域や飼い主同士で日頃からコミュニケーションを図り、お互いに助け合えるネットワークを作っておく。

(7) 特定動物等人に危害を及ぼすおそれのある危険動物を飼養している場合

上記(1)～(6)の備えに加えて、施設設備の点検等、逸走防止対策を徹底する。また、災害時において、指定避難所への同行避難は難しいことから、一時預け先や、万が一、逸走した場合の連絡体制（警察、保健所等）をあらかじめ確保しておく。

2 市の役割

(1) 動物の飼い主への啓発・指導

ペットの飼い主に対して、ペットの適正飼養や災害時の備え等について、普及啓発を促進する。

また、動物取扱業者や、特定動物の飼い主へは、定期的に飼養施設へ立ち入りし、施設設備の劣化等について定期点検等の実施や、逸走防止対策の徹底を指導する。さらに、逸走対策として、マイクロチップ装着等の個体識別措置の実施や、万一逸走した場合の関係機関との連絡体制整備を確認・指導する。

(2) 指定避難所における同行避難受入体制の整備

各指定避難所において、その規模や形態、地域にあった具体的な同行避難の受入方法

の検討を、設置者及び管理者に勧めていく。また、同行避難に必要な物資の備蓄の調整や、同行避難訓練の実施について、獣医師会や高松市動物愛護推進員（以下「推進員」という。）等の協力を得ながら支援していく。

（３）被災動物の救護活動体制の整備

県及び獣医師会等の関係機関と協力して、被災動物の救護活動に関する連携体制（収容・管理体制、負傷動物の治療体制、一時預かり体制、指定避難所等への支援体制等）や緊急連絡体制を整備し、それぞれの役割を確認及び共有しておく。また、被災動物の保護・収容の増加を想定し、フードや水、ケージ等の必要物資を備蓄する。

第４ 災害時対策

１ 飼い主の対応

（１）安全の確保

飼い主自身の安全を確保した上で、ペットの安全確保や逸走防止措置（ケージや屋内に入れる等）を行う。

（２）避難方法の判断

災害情報を収集し、飼い主自身やペット、自宅や周辺の被災状況等から、指定避難所へ避難するか、在宅避難するかを判断する。避難情報が発令され、自宅が危険な状態にある場合には、ペットと一緒に安全な場所へ移動する「同行避難」が原則となるが、まずは人命が最優先であることが前提として、災害状況やペットの状況・種類によっては、ペットを適切な形で自宅に残して、飼い主だけ避難する。そのほか、車中やテントでの避難、若しくは被災していない地域の親戚・知人宅への避難、又はペットのみ預けるなど、避難方法等を判断する。

（３）避難

指定避難所等に同行避難する場合は、ペットの首輪等に名札（犬の場合、鑑札・注射済票）を必ず装着し、キャリーバックやケージに入れたり、リードをつけたりして避難を行う。避難中に、ペットが興奮して、ケージのドアが開いたり、リードから離れたりしないよう注意する。

ペットだけを自宅や車中で飼養する場合、逸走防止や暑さ・寒さ等の対策に注意する。在宅避難の場合、必要に応じて支援物資等を指定避難所などに取りに行く。

指定避難所では、ペットを飼っていない又は動物が苦手な避難者に配慮し、各指定避難所が定めた飼養管理ルールに従い、その運営に協力するとともに、飼い主自身が責任を持って飼育管理する。

ペットが逸走した場合は、直ちに保護に努める。保護が困難な場合は、すぐに警察や

保健所にその旨を連絡し、準備していたペットの情報等を伝達する。

2 市の対応

(1) 安全の確保と状況確認

担当職員の安否確認を行うとともに、被災状況について確認し、救護活動のための要員を確保し、体制を整える。

(2) 香川県動物救護本部との連絡調整

災害の規模や被災状況等に応じて、県に香川県動物救護本部（以下「救護本部」という。）の設置及び運営を要請する。救護本部には、随時、市内の被災状況、救護活動状況等に関する情報を提供するとともに、必要な支援等について、協力要請を行う。

(3) 収容動物の状況確認

県やさぬき動物愛護センター（以下「センター」という。）に、収容動物の被災状況を確認し、状況に応じて、次の対応を行う。

- ① 逸走…周辺地域に周知、捕獲箱設置による保護
- ② 負傷…応急処置や獣医師会へ治療を依頼
- ③ 設備損傷…替わりとなるケージ等の準備

また、預託している幼齢犬猫がいる場合、ミルクボランティアに被災状況について確認を行い、状況によっては返還してもらう。

(4) 動物取扱業者及び特定動物の状況確認

動物取扱業者及び特定動物の飼い主に、被災状況、飼養継続の可否、逸走の有無等を確認し、必要に応じて立ち入り監視・指導を行う。特定動物等の逸走が確認された場合、逸走した動物の情報を収集、管轄の警察・消防に連絡し、連携のもと、捕獲に努める。また、周辺住民に対して周知を行う。

(5) 被災動物の保護及び収容

放浪又は負傷等した犬・猫の保護及び収容を行う。負傷等した犬・猫は、必要に応じて獣医師会に診療を依頼する。

収容動物の情報を公示等で発信し、飼い主が判明した場合は返還する。

すぐに返還ができない等の場合は、期限を定めて一時預かりを行う。

飼い主自身がペットを保護する場合は、捕獲器の貸出しを行う。

一時預かりが長期化したり、災害により飼養が困難な犬・猫は、飼い主の所有権放棄の意思を確認した上で引き取りを行う。

（６）指定避難所等への支援

指定避難所等における被災動物の状況等を、高松市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）から情報収集し、飼養に関する相談受付及び助言・指導、必要物資の把握及び配布を行う。必要に応じて、指定避難所等へ巡回を行い、獣医師会や、推進員、ボランティア等の協力を得ながら、ペットの健康チェックや、健康管理・飼養に関する相談に応じる。

また、自宅等において被災している、ペットに関する相談受付及び助言並びに指導等を行う。

（７）支援物資等の調達、管理及び配布

フードや医薬品、ケージ等のペット用品等、必要な支援物資について、広域に募集をかける。受入した支援物資は、各指定避難所等の状況や要請に応じて配布する。

（８）ボランティアの募集及び受入れ

災害の規模や被災状況等に応じて、救護活動に関するボランティアの募集、広報、受入れ等を実施する。また、推進員の安否及び被災状況を確認し、活動可能な推進員に対し、救護活動の協力を依頼する。

（９）義援金の募集及び広報等

災害の規模や被災状況等に応じて、義援金の募集をかける。また、被災動物の収容数、返還・譲渡数、相談件数等を随時集計し、救護活動に関する取材の対応や、公表ができるようにする。

第５ 災害後対策

１ 飼い主の対応

災害前と後では、周辺環境が大きく変わり、ペットに関するトラブルが増える可能性がある。特に、応急仮設住宅や新しい住居等に入居した場合において、地域におけるペット飼養に関するルールを作成する等、周辺住民同士の相互理解を深める。

２ 市の対応

（１）応急仮設住宅等におけるペットの飼養への支援

変化した環境におけるペットの適正飼養について、飼い主に啓発するとともに、相談の受付やその指導・助言を行う。必要に応じて、応急仮設住宅等へ巡回し、獣医師会や、推進員、ボランティア等の協力を得ながら、ペットの健康チェックや、健康管理・飼養に関する相談に応じる。

（２）収容動物の譲渡

保護及び収容した犬・猫のうち、飼い主が判明しない犬・猫や、判明しているが事情により所有権放棄した犬・猫について、譲渡適性判断をした上で、センターにおいて新たな飼い主への譲渡を行う。また、他自治体や関係団体等に譲渡や譲渡のあっせんの協力要請を行う。

第６ 救護活動の終了

被災地域の復帰状況等を勘案しながら、救護活動の終息に向けて次のことを行う。

- ・県や獣医師会等と、救護活動の終了時期や、保護動物の今後の取扱い、費用負担等について協議する。
- ・救護活動について検証し、反省点の抽出や改善点検討等を行うための、救護活動記録を作成する。
- ・上記の検証から、必要に応じて高松市地域防災計画や本ガイドライン等の見直しを行う。

附 則

このガイドラインは、令和７年１月６日から施行する。